

# 重要事項説明書

## 無配当一時金給付型女性特定疾病医療保険

「重要事項説明書」には、保険契約のお申込みの際に特に注意していただきたい事項を記載しています。お申込み前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。なお、支払事由や制限事項の詳細など契約内容に関する取決めについては、「ご契約のしおり・約款」を確認してください。

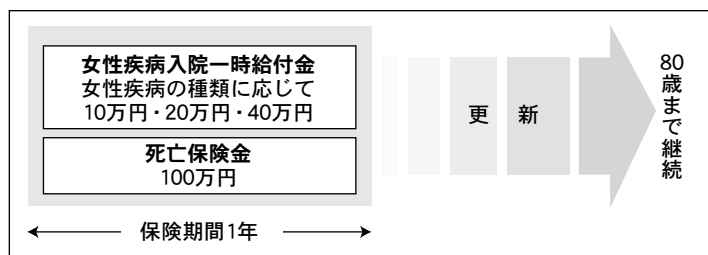
### 契約概要

「契約概要」には、商品内容等を理解していただくために必要な情報をまとめて記載しています。お申込みの際は、「注意喚起情報」とあわせてお読みください。

### 商品の仕組み

この保険は、以下の給付金・保険金の支払いを保障するものです。

- ① 保険期間中に被保険者が所定の女性疾病の治療のため2日以上継続した入院をしたとき女性疾病入院一時給付金
- ② 保険期間中に被保険者が死亡したとき死亡保険金



### 保障内容

#### 【給付金・保険金を支払う場合】

給付金・保険金の支払事由および給付金額・保険金額は、次のとおりです。

#### 《女性疾病入院一時給付金》

##### 【支払事由】

被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に発病した所定の女性疾病※の治療を目的として、日本国内の病院または診療所に、2日以上継続して入院したとき

【給付金額】 女性疾病の種類に応じて 10万円・20万円・40万円

※責任開始日前に成立した妊娠ともなう妊娠、分娩および産褥の異常を除きます。

#### 《死亡保険金》

##### 【支払事由】

被保険者が、保険期間中に、死亡したとき(ただし、責任開始日前に発病した疾病または受傷した傷害を原因として、死亡した場合を除きます。)

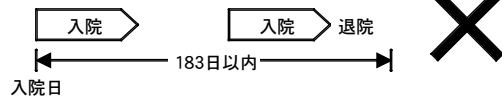
【保険金額】 100万円

#### 【給付金の支払いに関する制限】

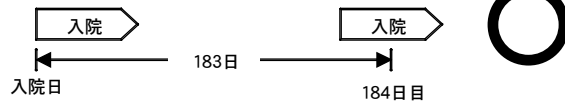
女性疾病入院一時給付金を支払ったのち、この給付金を支払うこととなった入院の開始日から起算して183日以内(以下「給付金のお支払いができない期間」といいます。))に、被保険者が再度支払事由に該当する入院をした場合、その入院の原因となった女性疾病の種類を問わず、当社は、重複してこの給付金を支払いません。

給付金のお支払いができない期間に入院を開始した場合であっても、この給付金を支払うこととなった入院の開始日から起算して184日目に被保険者が支払事由に該当する入院をしていたとき、または184日目以後に被保険者が支払事由に該当する入院をしたときは、新たにこの給付金を支払います。

《支払事由に該当する入院を183日以内にした場合》



《184日目に支払事由に該当する入院をしていた場合》



《184日以後に支払事由に該当する入院をした場合》



#### 【給付金・保険金を支払わない場合】

◎被保険者が次のいずれかにより支払事由に該当した場合、給付金・保険金を支払いません。

#### 《女性疾病入院一時給付金》

- (1) 被保険者の故意または重大な過失
- (2) 保険契約者の故意または重大な過失
- (3) 被保険者の犯罪行為
- (4) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- (5) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- (6) 地震、噴火または津波
- (7) 戦争またはその他の変乱

#### 《死亡保険金》

- (1) 保険契約締結初年度の責任開始日から保険期間を通算して3年以内の自殺
- (2) 保険契約者の故意
- (3) 保険金受取人の故意
- (4) 地震、噴火または津波
- (5) 戦争またはその他の変乱

◎次のいずれかの事由が生じた場合、給付金・保険金を支払いません。

- (1) 告知した内容が事実と異なり、告知義務違反により保険契約が解除された場合
- (2) 詐取目的で給付金・保険金を請求する等、重大事由により保険契約が解除された場合
- (3) 詐欺により保険契約を締結し、保険契約が取消された場合
- (4) 不法取得目的により保険契約を締結し、保険契約が無効となった場合
- (5) 保険料の払込みがなく、保険契約が無効となったまたは失効したのちに支払事由が生じた場合

## 付加できる主な特約およびその概要

この保険に付加できる特約およびその概要は、次のとおりです。

### 《保険料クレジットカード支払特約》

クレジットカードにより保険料を払込む際に付加します

### 《保険料口座振替特約》

預金口座から口座振替により保険料を払込む際に付加します。

## 保険期間

保険期間は、契約日から起算して1年です。なお、契約日は、重要事項説明書（注意喚起情報）中の「責任開始日」と同日となります。

## 引受条件

保険契約の引受けにあたっては、次の条件があります。

- 1) 被保険者について、すでに当社の他の種類の保険を契約している場合、この保険契約に申込みできません。また、同時に複数の種類の保険に申込みすることもできません。
- 2) 男性および契約日における被保険者の満年齢が19歳以下または60歳以上の場合、この保険に申込みできません。（保険契約の更新は、79歳まで引受けます。）
- 3) 告知した内容が当社の引受基準に適合しない場合、申込みを引受けられません。
- 4) 被保険者が日本国籍を有しない場合、日本国在住年数が3年未満の時は、この保険契約に申込みできません。
- 5) 保険契約者・被保険者について、過去の契約経緯により、お申込みをお断りすることがあります。

### 【給付金・保険金の削減支払い】

急激に給付金・保険金の支払いが増加し、著しく当社の収支が悪化したときは、給付金・保険金を削減して支払うことがあります。

## 保険料

保険料は、契約日または更新日における被保険者の満年齢により計算します。

### 【保険期間中の保険料の増額または給付金・保険金の減額】

保険期間中であっても、著しく急激に当社の収支が悪化したときは、保険料を増額したり、給付金額・保険金額を減額することがあります。

## 保険料の払込み

保険料の払込期間は1年です。保険料は、以下の払込方法（経路・回数）により払込んでください。

### 《保険料の払込方法（経路）》

保険料の払込方法（経路）は、以下のいずれかを選択してください。

- 1) クレジットカードにより払込む方法
- 2) 預金口座から口座振替により払込む方法

口座振替日は毎月27日（金融機関が休業日の場合は、翌営業日。）です。ただし、上記方法にて払込めなかった場合に限り、以下の方法により払込むことができます。

- 3) 金融機関等の当社の指定した口座に送金することにより払込む方法
- 4) 現金を当社の本社に持参することにより払込む方法

### 《保険料の払込方法（回数）》

保険料の払込方法（回数）は、月払のみです。保険料は、保障する月の1日から末日までに払込んでください。

## 配当金

この保険契約には、配当金がありません。

## 解約返戻金

この保険契約には、解約返戻金がありません。

## 注意喚起情報

「注意喚起情報」には、ご契約に際して特に注意していただきたい情報をまとめて記載しています。お申込みの際は、「契約概要」とあわせて必ずお読みください。

## クーリング・オフ(保険契約の申込みの撤回等)

保険契約者は、保険契約の申込みをした後でも、保障を開始する日(以下「責任開始日」といいます。)の前日までであれば、保険契約の申込みの撤回または保険契約の解除(以下「クーリング・オフ」といいます。)ができます。クーリング・オフを希望される保険契約者は、ハガキまたは封書に下記の必要事項を記入し、必ず郵便で当社に提出してください。なお、その効力は、郵便の発送時(発送消印日)より生じます。

### 【必要事項】

- 1) クーリング・オフを希望する旨
- 2) 記入日
- 3) 保険契約者の署名・押印
- 4) 保険契約者の住所
- 5) ご契約の保険種類(『無配当一時金給付型女性特定疾病医療保険』)

### 【送付先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-1-1 国際ビル  
ABC少額短期保険株式会社 宛

## 告知義務等の内容

### 【告知の重要性】

被保険者には、健康状態等について告知をする義務(告知義務)があります。被保険者ご自身が告知してください。特に被保険者の現在の健康状態、過去の傷病歴などについては、事実をありのままに正確にもれなく告知してください。

### 【告知受領権】

当社の社員・カスタマーセンターの担当者をはじめ少額短期保険募集代理店および少額短期保険募集人には、告知を受ける権利(告知受領権)がありません。口頭でお話しされても告知したことにはなりませんので、ご注意ください。

### 【給付金・保険金の確認】

当社の社員または当社が委託した者が給付金・保険金の請求の際に告知内容や請求内容などについて確認をさせていただく場合があります。

### 【正しく告知されない場合のデメリット】

もし、事実を告知しなかったり、事実と相違することを告知した場合は、告知義務違反として保険契約を解除することがあります。保険契約が解除された場合、たとえ給付金・保険金の支払事由が発生しても、これを支払うことはできません。(ただし、給付金・保険金の支払事由と解除の原因となった事実が無関係であると確認されたときは、給付金・保険金を支払うことがあります。)

※なお、当社が告知義務違反により保険契約を解除できる期間は、責任開始日から起算して2年以内です。ただし、責任開始日から起算して2年を経過していても、給付金・保険金の支払事由が責任開始日から起算して2年以内に発生し、かつ解除の原因となる事実があるときは、保険契約を解除することがあります。

## 責任開始日

当社が申込みの引受けを承諾した場合、次に定める日から保障を開始します(責任開始日)。

《保険契約申込書類を郵便で提出し申込みをする場合》

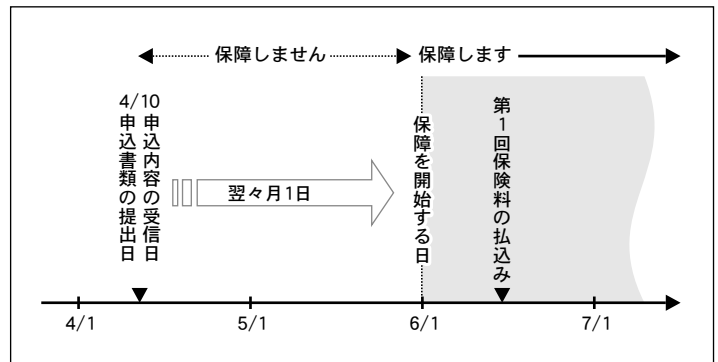
保険契約申込書類を封入した郵便物に押印された発送消印日を基準に、その日が属する月の翌々月1日

《保険契約申込書類を少額短期保険募集人に提出し申込みをする場合》

保険契約申込書類を少額短期保険募集人が受領した日を基準に、その日が属する月の翌々月1日

《インターネット上に設けられた申込画面を通じて申込みをする場合》

申込画面に入力された申込内容を当社が受信した日を基準にその日が属する月の翌々月1日



### 【第1回保険料の払込み】

第1回保険料は、責任開始日が属する月の1日から末日までに払込んでください。払込方法等の詳細につきましては、重要事項説明書(契約概要)中の「保険料の払込み」をご参照ください。なお、第1回保険料が責任開始日が属する月の翌月末日までに払込まれない場合には、保険契約は無効となります。必ず期日までに所定の方法で払込んでください。

## 給付金・保険金を支払わない場合

◎被保険者が次のいずれかにより支払事由に該当した場合、給付金・保険金を支払いません。

《女性疾病入院一時給付金》

- (1) 被保険者の故意または重大な過失
- (2) 保険契約者の故意または重大な過失
- (3) 被保険者の犯罪行為
- (4) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- (5) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- (6) 地震、噴火または津波
- (7) 戦争またはその他の変乱

## 《死亡保険金》

- (1) 保険契約締結初年度の責任開始日から保険期間を通算して3年以内の自殺
- (2) 保険契約者の故意
- (3) 保険金受取人の故意
- (4) 地震、噴火または津波
- (5) 戦争またはその他の変乱

◎次のいずれかの事由が生じた場合、給付金・保険金を支払いません。

- (1) 告知した内容が事実と異なり、告知義務違反により保険契約が解除された場合
- (2) 詐取目的で給付金・保険金を請求する等、重大事由により保険契約が解除された場合
- (3) 詐欺により保険契約を締結し、保険契約が取消された場合
- (4) 不法取得目的により保険契約を締結し、保険契約が無効となった場合
- (5) 保険料の払込みがなく、保険契約が無効となったまたは失効したのちに支払事由が生じた場合

### 【給付金・保険金の削減支払い】

急激に給付金・保険金の支払いが増加し、著しく当社の収支が悪化したときは、給付金・保険金を削減して支払うことがあります。

## 保険料の払込猶予期間および保険契約の失効

### 【保険料の払込期月と払込猶予期間】

保険料は、保障する月の1日から末日までに払込んでください。(以下「払込期月」といいます。) 払込期月中に保険料が払込めない場合には、保障する月の翌月1日から末日までに保険料を払込んでください。(以下「払込猶予期間」といいます。)

### 【保険契約の失効】

払込猶予期間中に保険料の払込みがない場合、保険契約は、効力を失います。(以下「失効」といいます。第1回保険料の場合、保険契約は無効となります。) 保険契約が失効(無効)となったのちに給付金・保険金の支払事由が生じたとしても、給付金・保険金を支払うことはできません。また、この保険契約については、保険契約が失効しても復活の取扱いがありません。保障を継続させたい場合は、新たな保険契約にお申込みいただく必要があり、ご年齢や健康状態等によっては、新たなお申込みをお引受けできないことがありますので、払込猶予期間中の保険料の払込みには、十分に注意してください。

### 【保険期間中の保険料の増額または給付金額・保険金額の減額】

保険期間中であっても、著しく急激に当社の収支が悪化したときは、保険料を増額したり、給付金額・保険金額を減額することがあります。

## 経営破綻した場合の保険契約の取扱い

当社は、少額短期保険業者であり、万一経営破綻した場合は、保険契約者保護機構による資金援助等の保護はありません。また、この保険契約も保険業法第270条の3第2項第1号に規定する同機構の補償対象契約には該当しません。

## 法令等で注意喚起することとされている事項

### 【更新時における契約内容の変更】

保険契約を更新する際に、当社の収支が悪化したときは、更新後の保険契約の保険料を増額したり、給付金額・保険金額を減額することがあります。

### 【更新を引受けない場合】

保険契約を更新する際に、この保険が不採算となり、保険契約の更新の引受けが困難であると認められるときは、保険契約の更新を引受けないことがあります。

### 【少額短期保険業者が引受ける保険契約】

少額短期保険業者は、以下の範囲で保険契約を引受けます。

- 1) 保険契約が生命保険または傷害疾病定額保険の場合、保険期間は1年以内、死亡保険の引受限度額は300万円以内、医療保険の引受限度額は80万円以内、重度障害保険(調整規定があるもの)の引受限度額は300万円以内、傷害死亡保険の引受限度額は300万円以内です。

(保険業法施行規則第211条の30第3号イ)

- 2) 一の被保険者について引受ける給付金額・保険金額の合計額は1,000万円以内です。

(保険業法施行規則第211条の30第3号ロ)

- 3) 一の保険契約者について引受けるすべての保険の被保険者の総数は100名以内です。

(保険業法施行規則第211条の30第3号ハ)

## 現在契約中の保険の解約・減額

現在契約中の保険を解約・減額すると一般的に以下の点で不利益になります。

- 1) 多くの場合、返戻金は、払込んだ保険料より少ない金額となります。特に契約してから短期間で解約したときの返戻金は、まったくないかあってもごくわずかです。
- 2) 一定期間契約を継続することを条件に発生する配当金の請求権を失うことがあります。
- 3) 新たに申込む保険契約については、被保険者の健康状態などによりお申込みをお断りすることがあります。また、責任開始日前に発病した疾病、受傷した傷害および成立した妊娠については、保障しません。

## 苦情の申出先および相談窓口

ご契約に関する苦情・相談につきましては、以下の窓口にて承っております。

苦情の申出先および相談窓口	
ABC少額短期保険株式会社 カスタマーセンター ☎ 0120-369-815	受付時間10:00~18:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)
一般社団法人日本少額短期保険協会 少額短期ほけん相談室 ☎ 0120-82-1144	受付時間 9:00 ~ 12:00 13:00 ~ 17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)